

家庭版 鳥栖市のごみ・資源物の出し方



もやせるごみ	P01~02
資源物	P03~04
金物ごみ・われものごみ ...	P05
粗大ごみ	P06
市で処理できないごみ	P07

生ごみは
“水切り”
しとこっ！！



資源物

品目

町の指定場所・衛生処理場資源物広場で回収

- スチール缶（清涼飲料水、のり缶など主に食料品の缶）
中身をきれいに洗って、つぶさずに出してください。本体と分離するフタは「金物ごみ（P05）」として出してください。



- アルミ缶（清涼飲料水、缶詰の缶など主に食料品の缶）
中身をきれいに洗って、つぶさずに出してください。本体と分離するフタは「金物ごみ（P05）」として出してください。



- スプレー缶（整髪料、カセットボンベなど）
中身を使い切り、キャップ、ノズル部分を外して出してください。



- ペットボトル（清涼飲料水、しょうゆなど）
中身をきれいに洗って、つぶさずに出してください。フタとラベルは剥がしてください。



- 一升ビン
中身をきれいに洗ってください。紙製のラベルは剥がさなくて結構です。プラスチック製のラベルは剥がしてください。



- ビールビン
中身をきれいに洗ってください。紙製のラベルは剥がさなくて結構です。プラスチック製のラベルは剥がしてください。



- 無色ビン
中身をきれいに洗ってください。紙製のラベルは剥がさなくて結構です。プラスチック製のラベルは剥がしてください。



- 茶色ビン
中身をきれいに洗ってください。紙製のラベルは剥がさなくて結構です。プラスチック製のラベルは剥がしてください。



- その他の色のビン
中身をきれいに洗ってください。紙製のラベルは剥がさなくて結構です。プラスチック製のラベルは剥がしてください。



- 廃食用油（天ぷら油、サラダ油など）
ペットボトルに入れて、きちんとフタをしめてください。ビンには入れないでください。



- 蛍光管・電球・乾電池・水銀体温計
透明の袋に入れてください。蛍光管は購入時の紙箱に入れてください。事業所から出た蛍光管は回収できませんので、産業廃棄物として処理してください。



衛生処理場資源物広場でのみ回収

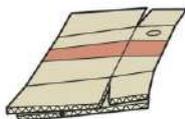
- 新聞紙（新聞紙、チラシ）
ヒモで結んでください。



- 雑誌類（本、カタログ、お菓子やティッシュの箱など）
ヒモで結んでください。ビニール製のハードカバーなどは取り除き、「もやせるごみ（P01）」として出してください。



- 段ボール
たたんでからヒモで結んでください。



- 牛乳パック
洗ったあとに開いてください。内側がアルミ貼りのものは「もやせるごみ（P01）」として出してください。



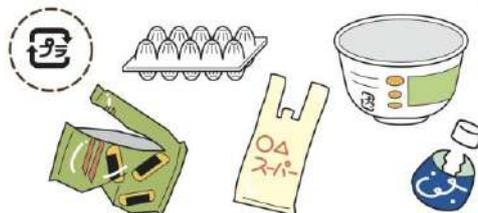
- 白色トレイ
魚や肉を包装している白色のトレイです。色付きトレイは「容器包装プラスチック」として出してください。汚れが取れないものは「もやせるごみ（P01）」として出してください。



- 古着
革製品やわた入りのもの、下着などは「もやせるごみ（P01）」として出してください。



- 容器包装プラスチック（お菓子の袋、卵パック、色付きトレイ、レジ袋、カップラーメンの容器、ペットボトルのフタとラベルなど）
商品を入れたり包んだりする容器のことで、製品そのものや汚れが取れないもの、商品の付属品や発泡スチロールなどは「もやせるごみ（P01）」として出してください。



※上記の品目は「もやせるごみ（P01）」として出せますが、できるだけ資源物としての回収にご協力ください。

出し方

- 資源物の分別は、環境に優しいだけでなく、もやせるごみ用の袋の使用量を減らすこともできます。
- 資源物を出す場所は「町の指定場所」と「衛生処理場資源物広場」です。各場所に設置されているコンテナなどに入れてください。詳しくは下記をご覧ください。
- 地域の自治会・町内会や子ども会などが、古紙類や古繊維類を回収している場合があります。

資源物の回収場所

町の指定場所

- 品目：11 品目（P03）＋「金物ごみ・われものごみ（P05）」
- 場所・日時：ご近所の方か、環境対策課（電話：0942-85-3561）までお問い合わせください。

衛生処理場資源物広場

- 品目：18 品目（P03 及び P04）＋「金物ごみ・われものごみ（P05）」
- 場所：鳥栖市真木町 10
- 日時：月・水・木・金曜 午前 9 時から午後 4 時まで
火曜 午前 9 時から午後 8 時まで
土曜 午前 8 時 30 分から正午まで
※日曜・祝日・年末年始及び台風など悪天候の際は中止

金物ごみ・われものごみ

品目

金物ごみの例

- 金属製の鍋



- ライター（中身を使い切ること）



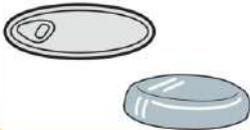
- 包丁（新聞紙で包むこと）



- カミソリ



- 缶詰のフタ、金属製のキャップ



- 電気炊飯器



- 油の入っていた缶



- 電気ポット

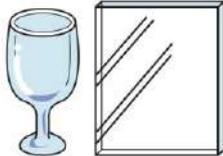


われものごみの例

- 陶器類



- ガラス製品類



- 鏡



出し方

- 資源物として出すことのできない金物ごみ・われものごみについては、それぞれ指定の袋に入れて、資源物の回収場所（P04）」に出してください。
- 金物ごみ及びわれものごみ用の袋は、鳥栖市内のスーパー、商店、コンビニなどで販売しています。価格は「大（50cm×80cm）」が5枚210円、「小（50cm×60cm）」が5枚130円です。
- 袋の口はしっかりと結んでください。袋からはみ出すごみについては、「粗大ごみ（P06）」として出してください。
- 中身を黒い袋などで隠さないでください。
- 包丁や割れたピンなど、けがのおそれがあるものは新聞紙などで包んでください。



粗大ごみ

品目

- 市指定袋に入らないごみ ※一部「市で処理できないごみ (P07)」もあります。

出し方

- 「収集業者へ依頼」または「鳥栖・三養基西部リサイクルプラザへ直接搬入」して出してください。詳しくは下記をご覧ください。
- 引っ越しなどで大量にごみが出た場合には、臨時収集 (2tトラック 1台 7,330円) を (有) 鳥栖環境開発総合センター (連絡先は下記参照) へお申し込みください。

収集業者へ依頼

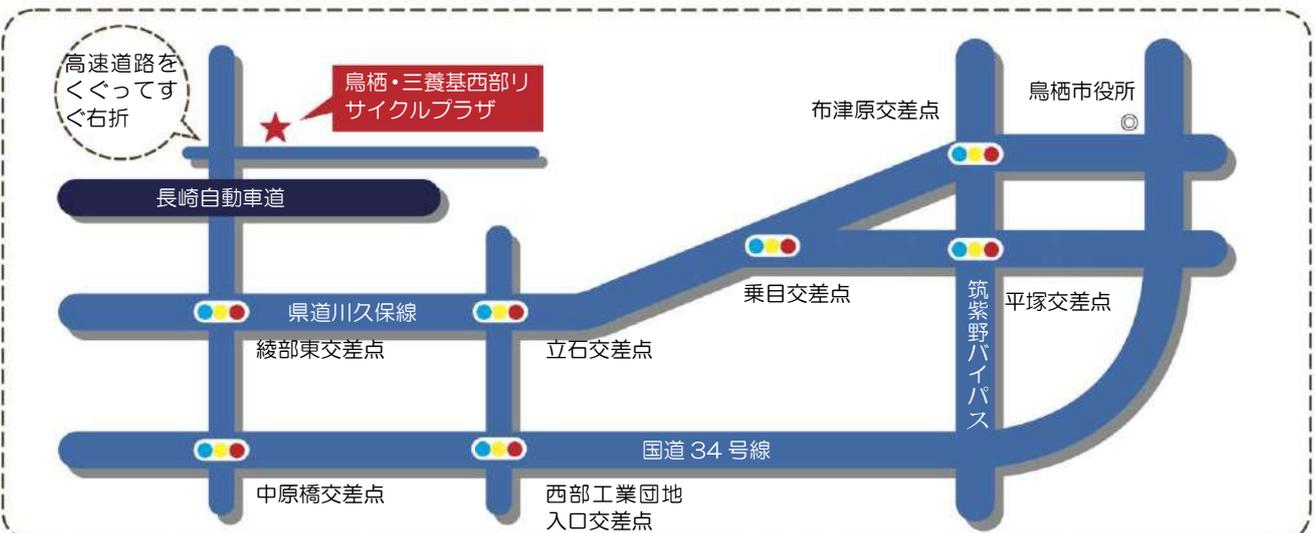
- 方法: ①粗大ごみの収集日(町別に月1回)を市ホームページ(<http://www.city.tosu.lg.jp/3201.htm>)、環境対策課(電話:0942-85-3561)、または(有)鳥栖環境開発総合センター(連絡先は下記参照)にて確認する。
- ②収集日の7日前までに下記へ申し込む。

(有)鳥栖環境開発総合センター 電話:0942-83-4364
時間:月曜から金曜 午前9時から午後4時まで ※土日祝日・年末年始は休み
- ③指定ごみ袋販売店で粗大ごみシール(1枚520円)を購入し、ごみ1点につき1枚ずつ貼る(同種類の粗大ごみを梱包し、容積が1m³未満かつ重量が40kg以下のものは1枚で可)。
- ④収集日の朝8時までに家の前に出す。



鳥栖・三養基西部リサイクルプラザへ直接搬入

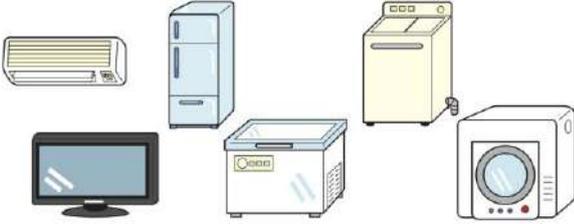
- 場所:三養基郡みやき町大字蓑原 4432
- 電話:0942-94-9313
- 時間:月曜から金曜 午前8時30分から正午まで/午後1時から午後4時30分まで
土曜・第3日曜 午前8時30分から正午まで
※その他の日曜・年末年始は休み
- 料金:家庭ごみ…50kgまで300円、10kg増すごとに100円追加
事業系一般廃棄物…50kgまで800円、50kg増すごとに800円追加
- その他:指定ごみ袋に入れる必要はありません。
生ごみや動物の死骸、処理が困難なものは搬入することができません。
剪定枝は、直径7cm以下のときは長さ1m以下に、直径7cm以上40cm未満のときは長さ50cm以下に切ってください。それ以上の大きさは搬入できません。



市で処理できないごみ

- 以下のものについては、市で処理することができません。販売店などにお問い合わせください。
- 産業廃棄物についても、市で処理することができません。
- その他にも市で処理できないごみがありますので、不明な点は「ごみ分別辞典（PO8～）」をご覧ください。環境対策課（電話：0942-85-3561）までお尋ねください。

- エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機



次のいずれかの方法により処分してください。

- 家電販売店または（有）鳥栖環境開発総合センターに「リサイクル料金」と「収集運搬料金」を支払い、引き取りを依頼する。
 - 郵便局で「リサイクル料金」を支払い、以下の指定引き取り場所に直接持ち込む。
九州メタル産業（株）鳥栖営業所リサイクルセンター
鳥栖市永吉町 573-1 電話：0942-87-1011
- ※環境汚染を引き起こすおそれがあるため、違法な不用品回収業者には引き渡さないでください。

- パソコン・ディスプレイ



メーカーに回収を依頼するか、「一般社団法人パソコン3R推進協会（電話：03-5282-7685 <http://www.pc3r.jp>）」へお問い合わせください。

- 洗面台



- 石・泥・砂・灰



- エンジンオイルなど



- 灯油・ガソリンなど



- スクーター・バイク



- 畳



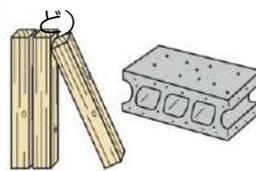
- 自動車の部品（座席シート・タイヤ・バンパー、バッテリーなど



- 消火器



- 建設廃材（瓦、スレート・ブロックなど



- 塗料



- 在宅医療廃棄物（注射針のほか、感染のおそれがあるもの）





ごみについてのお問い合わせ
鳥栖市役所 環境対策課
電話：0942-85-3561
<http://www.city.tosu.lg.jp>